

神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例施行規則

(平成18年12月28日神奈川県規則第114号)
最終改正：令和7年2月25日神奈川県規則第12号

(事務の委任)

第1条 神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例（平成18年神奈川県条例第66号。以下「条例」という。）に基づく次に掲げる事務のうち、横浜市及び川崎市の区域以外の区域における事務は、地域県政総合センター所長に委任する。

- (1) 条例第10条第1項の規定により、事業者に対し、報告又は資料の提出を求めること。
- (2) 条例第11条の規定により、事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを指導し、又は勧告すること。
- (3) 条例第12条第1項の規定により、同項各号に該当する事業者の氏名等を公表すること。
- (4) 条例第12条第2項の規定により、事業者に意見を述べる機会を与えること。

(証明書等)

第2条 条例第8条第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 自動車又は原動機付自転車の運転免許証
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設が発行する学生証で、本人の年齢又は生年月日が確認でき、かつ、顔写真の表示があるもの
- (3) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券
- (4) 出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書
- (5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード
- (6) その他本人の年齢又は生年月日を確認することができる書類で知事が別に定めるもの

(自動販売機による購入者の年齢確認措置)

第3条 条例第9条に規定する自動販売機によりたばこ又は酒類を購入しようとする者の年齢を確認するために必要な措置は、次の各号に掲げる自動販売機の種類に応じ、当該各号に掲げる方法により講ずるものとする。

- (1) たばこの自動販売機 民間の団体が前条各号に掲げる書類（以下この条において「証明書等」という。）により満20歳以上であることを確認することができる者に対して発行するカードであって本人確認をすることができるもの（次号において「本人確認カード」という。）を使用しなければたばこを購入することができないようにする機能又は証明書等によりたばこを購入しようとする者が満20歳以上であることを確認することができる機能を有する自動販売機によりたばこを販売すること。
- (2) 酒類の自動販売機 本人確認カードを使用しなければ酒類を購入することができないようにする機能又は証明書等により酒類を購入しようとする者が満20歳以上であることを確認することができる機能を有する自動販売機により酒類を販売すること。ただし、酒税法（昭和28年法律第6号）第9条第1項の規定により免許を受けた者が設置する酒類の自動販売機以外の自動販売機にあっては、当該自動販売機に係る販売業者が当該自動販売機を常時視認できる状態で管理する方法その他青少年の飲酒防止の観点から十分な管理ができる方法をもってこれに代えることができる。

(立入調査に係る職員の指定)

第4条 条例第10条第1項に規定する知事の指定した者は、次に掲げる者とする。

- (1) 福祉子どもみらい局子どもみらい部長
- (2) 福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課に所属する職員のうち、別に指定する者
- (3) 地域県政総合センター所長及び地域県政総合センター副所長
- (4) 地域県政総合センターに所属する職員のうち、別に指定する者

2 条例第10条第2項に規定する知事の指定した者の身分を示す証票は、別記様式とする。

(公表)

第5条 条例第12条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第12条第1項各号のいずれかに該当すると認められた者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
- (2) 条例第12条第1項各号のいずれかに該当すると認められた者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (3) 違反の事実

(4) 条例第12条第1項第2号に該当する場合にあっては、勧告の内容

(5) その他知事が必要と認める事項

2 条例第12条第1項の規定による公表は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成20年1月25日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第18号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日規則第16号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（様式の作成に係る経過措置）

70 この規則による改正前の各規則に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成24年6月19日規則第74号）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

（神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号。以下「改正法」という。）第2条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）が所持する改正法第4条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和27年法律第125号）に規定する外国人登録証明書（以下「登録証明書」という。）は、改正法附則第15条第2項各号に掲げる中長期在留者の区分に応じ、当該各号に定める日が経過するまでの期間に限り、第1条の規定による改正後の神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例施行規則（以下「新規則」という。）第2条第6号に規定する在留カードとみなす。

3 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）が所持する登録証明書は、改正法附則第28条第2項各号に掲げる特別永住者の区分に応じ、当該各号に定める日が経過するまでの期間に限り、新規則第2条第6号に規定する特別永住者証明書とみなす。

附 則（平成25年3月29日規則第42号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月8日規則第113号）

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

2 改正後の第2条第7号の規定の適用については、改正前の第2条第7号に規定する住民基本台帳カードは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第19条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の4第9項の規定によりその効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第17条第1項の規定により同法第2条第7項に規定する個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間は、改正後の第2条第7号に規定する個人番号カードとみなす。

附 則（平成30年3月30日神奈川県規則第23号抄）

（施行期日）

1 この規則中第1条及び次項から附則第37項までの規定は平成30年4月1日から、第2条の規定は公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の成立の日から施行する。この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月10日神奈川県規則第14号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年2月25日神奈川県規則第12号）

（施行期日）

1 この規則は、令和7年12月2日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。